第三十九条の六十九第三項第一号中「第六十八条の三十一」を「第六十八条の二十七第二項又は第六十八条の三十一」に改め、同項第三号中「附則第百十七条第十五項、第十八項又は第二十一項」を「附則第百十七条第十八項」に改め、「第六十八条の二十九第二項」及び「又は第六十八条の三十四第三項」を削り、同項第七号を次のように改める。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この号及び第十四号において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十九条の六十九第三項第八号中「第四十六条」を「第四十五条第二項又は第四十六条」に改め、同項第十号中「附則第九十三条第十五項、第十八項又は第二十一項」を「附則第九十三条第十八項」に改め、「第四十五条の二第二項」及び「又は第四十七条第三項」を削り、同項第十四号を次のように改める。

十四　平成二十五年改正法附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十九条の七十一第一項第三号中「附則第百十七条第十五項、第十八項又は第二十一項」を「附則第百十七条第十八項」に改め、「第六十八条の二十九（第二項に係る部分に限る。）」及び「又は第六十八条の三十四（第三項に係る部分に限る。）」を削り、同項第四号中「。以下この号において「平成二十一年改正法」という。）附則第五十六条第三項、第十二項若しくは」を「）附則第五十六条第十二項又は」に、「平成二十一年改正法第五条」を「同法第五条」に改め、「第六十八条の十八」を削り、「）若しくは」を「）又は」に改め、「又は平成二十一年改正法附則第五十六条第八項の規定により読み替えて適用する法第六十八条の二十七の規定」を削り、同項第八号中「又は第三十五条第四項」及び「又は第六十八条の三十」を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定

第三十九条の七十一第二項中「第八号」を「第九号」に改める。

第三十九条の八十三第三項第三号から第七号までの規定中「てん補する」を「**塡**補する」に改め、同条第十九項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第二十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「百分の四」を「百分の五」に改める。

第三十九条の八十四の二第一項中「、同日を含む」を「、当該」に改め、同条第三項中「規定」とする」を「規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の五十七第一項の」とする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中部国際空港整備準備金）

第三十九条の八十四の三　法第六十八条の五十七の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合における同条第二項に規定する適用連結事業年度の連結所得の金額とする。この場合において、法人税法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（同法第五十九条第二項に係る部分に限る。）を計算する場合の法人税法施行令第百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第一項第一号イ中「）の規定」とあるのは「）並びに租税特別措置法第六十八条の五十七の二第一項（中部国際空港整備準備金）の規定」と、同号ロ中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の五十七の二第一項」と、同令第百五十五条の二第一項第二号中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十八条の五十七の二第一項（中部国際空港整備準備金）」と、「）の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の五十七の二第一項）の規定」と、「第六十二条の五第五項の」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに租税特別措置法第六十八条の五十七の二第一項の」とする。

2　法第六十八条の五十七の二第一項第一号に規定する政令で定める金額は、同項に規定する指定会社（第四項において「指定会社」という。）の平成二十五年四月一日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）開始の時における同号に規定する中部国際空港用地の帳簿価額とする。

3　法第六十八条の五十七の二第二項に規定する政令で定める日は、第三十三条の六の三第三項に規定する国土交通大臣が指定する日とする。

4　法第六十八条の五十七の二第一項、第三項、第四項、第八項又は第十項の規定の適用がある場合において、指定会社の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の五十七の二第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八条の五十七の二第三項、第四項、第八項又は第十項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

第三十九条の八十八第一項中「に規定する鉱物」の下に「（以下この条において「鉱物」という。）」を加え、同条第二項中「第六項」を「以下第六項」に改め、同条第三項中「いずれかの連結事業年度のうち」に、「受けた連結事業年度」を「受けた最後の連結事業年度」に、「いずれかの事業年度」を「各事業年度」に、「。）で」を「。）のうち」に、「受けた事業年度」を「受けた最後の事業年度」に改め、「終了の日」の下に「の翌日」を加え、「）とする」を「）。以下この項において「不適用連結事業年度等」という」に改め、同項第一号中「当該各連結事業年度」を「当該不適用連結事業年度等」に、「第三十四条第四項第一号」に改め、同項第二号中「当該各連結事業年度」を「当該不適用連結事業年度等」に、「第三十四条第三項第二号」を「第三十四条第四項第二号」に改め、同条第五項第一号中「いずれかの連結事業年度のうち」に、「受けた連結事業年度」を「各事業年度」に、「いずれかの連結事業年度」に改め、「受けた最後の連結事業年度」に、「いずれかの事業年度で」を「各連結事業年度開始の日」を「の翌日から当該適格合併の日」に、「第三十四条第三項第一号」を「第三十四条第四項第一号」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同条第六項中「第三十四条第四項第二号」を「第三十四条第五項」に改め、同条第七項中「除く」の下に「。次項及び第九項第四号において「発行済株式等」という」を加え、「これらの会社」を「当該他の会社」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「（以下この項において「適格分割等」という。）」を削り、「（適格分割等」を「（当該適格分割又は適格現物出資」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第三十四条第十一項各号」を「第三十四条第十三項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三十四条第十一項各号」を「第三十四条第十三項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「国内鉱業者である」を「国内鉱業者等に該当する」に、「第九項に規定する」を「第十項に規定する」に、「（第六項」を「（以下第六項」に、「第九項の」を「第十項の」に、「前項に」を「同項第一号中「前項」に、「第九項に」と、「採掘所得金額の」を「第十項」と、同項第二号中「採掘所得金額」に、「海外採掘所得金額の」を「海外採掘所得金額」に、「及び第九項」を「及び第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「鉱物に」を「鉱山に係る鉱物に」に、「期間」を「指定期間」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「国内鉱業者（）」を「国内鉱業者等（）」に、